

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

200

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 特許	符号表示 略 平	総第 123 号
第 1842 号	昭和 44 年 9 月 14 日 02 時 21 分	発電係 <input checked="" type="checkbox"/>
大至急・至急・普通・L.T.F.		

大 臣 政務次官 事務次官 御承知 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 米局長 参事官 米局長	主管局部課 (室) 名 米局長 起案 昭和 44 年 9 月 13 日 起案者 本号 電話番号
--	-------------------------	--

協議先
米局長
参事官
米局長

在 米 下田	大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて 佐藤外務大臣 臨時代理
電 在	大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて

件名
沖縄返還交渉 (訓令)
貴電才 2867 号に因り、
愛知大臣へ。
1. ウィストム問題に因り、
貴電才 2868 号付、返還時にウィストム戦争
が継続した際は、米国の行存に因り

佐藤外務大臣御承知

14 002

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

2.

活動と変更させる意思は存しない、米国の
軍事行動が行われるという表現は、国内
における感觸上受け難い、別電才、8/23号
(貴電才 2868 号に付して)
と訂正に押入ることは、2年結ぶまで
努力あり、
2. 台湾に因り、
(1) 貴電才 2862 号 A. は、訂正案才 6 項
4 段と同趣旨であり、且、多少異なる文言を
用いたる点、両者の関連及びその解釈に
つて論議を惹起する恐れあり、
これを削除すべし。
(2) 貴電才 2862 号 B. は、異議あり、
in view of our national interest 次
付、出来得る時は、we would とすべし。
(和文では、「対処が所存である」とする。)

GB-3

外務省

3.

3. 朝鮮については、貴電中2861号にて
 妥結して差支えなし。(なお、positively
 の知訳は、「前向きに」とする。)
 なお、1960年パーペーを終止せしめ
 様引続き努力あり度。"
 4. 核については、沖縄の非核化の
 二二一七のワシントン長官との協議(貴電
 中2857号3.末段)の際と与え更めて
 促進方努力あり度。"
 5. V.O.A.については、種々困難な問題が
 予想されるので、極力消極的とする。

GB-3

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分加)

機密表示(極秘・秘の朱印) 4444	符号表示 暗 略 平	※ 総第 1233 号
	※ 第 1843 号	※ 昭和 44.9.14 02.15 時 分 発
	大至急 至急・普通・LTF	※ 発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 米局長 参事官 北米1長	主管局部課(室)名 米局長 起案 昭和44年9月3日 起案者 米参 電話番号
---	--------------------------	---

協議先	米局長 参事官 参事官
-----	-------------------

在米 平田 大使 総領事	臨時代理大使 代理	大臣 発
--------------	-----------	------

電 在 報	大使 総領事	臨時代理大使 代理	あて
-------	--------	-----------	----

件名 沖縄返還交渉 (訓令)

14 003

125

任在米平田大使

字 済

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七二改正)

GB-1

往電第 842 号 別電
A. 英文

The Prime Minister and the President expressed the hope that the war in Vietnam would be concluded before the return of the administrative rights over Okinawa to Japan.

In this connection, they agreed that should hostilities in Vietnam not have been concluded by the time reversion of Okinawa is scheduled to take place, the two Governments would further consult with each other so that the U.S. efforts for the realization of peace in Vietnam would not be affected by reversion.

B. 和文

総理大臣と大統領は、沖縄の施政権が日本に返還される前に「ソビエト戦争」が終了することを希望した。これは関連して、

総理大臣と大統領は、もし不幸にして、

沖縄返還予定時に到るもなおソビエ

トとソビエトの敵対行動が終息して

「冷」場合には、ソビエトと^は「和平」^の実現の

海軍米国の努力が返還により影響

を受けることには「存」し、両国政府が十分

協議することを合意した。

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

299

大蔵省外務省
典房
次次
臣官官審審長長
備審文会官給

総人電厚計
國資長領審長
參調析企
參領旅移

ア 參地中東
長 北西
參北北保
中 參一
歐 參西東洋
西京

近 參書近ア
長 次総経國万
長 參實統
長 參政技二
長 國一理
長 參多協規
長 國 參政經科
長 參道内外
長 一

總番号(TA) 8-604
69年9月13日 00時50分
69年9月13日 14時04分
米 國 省 主管 發着 米 國 省
外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 總領事 代理

オキナワ返かん交渉 (請訓)

第2867号 特秘

アイチ大臣より

往電第2857号に關し、

1. 本日の國務長官との會談を通じ(イ)朝鮮台灣への出撃の問題については双方の見解は概ね一致し、(ロ)サイエナムに關してはこれを共同声明に含めるや否や等表現につきなお調整を要するも實質的には歩み寄つており、(ハ)核兵器については國務長官は他の諸点が解決した上大統領とこの問題のみにつき裁断をあおぐこととし度き意を示した。

2. 今後總理訪米までの2ヶ月間に總ての点につき解決をみるためには今回の滞米中に前記(イ)(ロ)については最終的に合意したる上、以後(ハ)の解決を促進することが望ましく、更に返かんに伴う財政問題等に関し若干のうきよくせつも予想されることでもあり、米側の事情からせつかく今日まで時間をかけて作り上げて来た(イ)(ロ)に關する共同声明及び一方的發言案が更に手直しを要す

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

ることになつては總理訪米までの時間的余ゆりもなくなるおそれあり。この際(イ)(ロ)を固め置くことが必要な時期に到達したと判断される。

3. ついては朝鮮半島(往電第2861号)台灣(往電第2862号)サイエナム(往電第2868号)につき大至急御せん議願いたく、往電第2857号3.(3)カッ内のおり米側より更に提案あるべきも、わが方の立場としては右にて取進め差支えなきや總理の御指示を得たい。

(3)

-2-

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

大蔵省外務官
事務次長
巨官官審審長
機密文会菅
総人電厚計
国資長
領移長
中東
北西
北保
中南
審
西東
西東
審近
次総経国万
参留統
参政技二
国一理
参条協規
参政経科
軍社専
参道内外
一二

電信写

総番号 (I A) 40622
 69年 9月 13日 00時 10分 米 国 主管
 69年 9月 13日 13時 13分 本 省 着 米 局 長
 外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄返還交渉 (請訓)

オ 2868号 (特秘) V

往電オ 2867号の3. に関し
 ヴィエトナムに關しコミニケ関係部
 分オ 2文と削除し、以下を加える

THE PRIME MINISTER AND THE PRESIDENT EXPRESSED
 THE HOPE THAT THE WAR IN VIETNAM WOULD BE CONCLUDED
 BEFORE THE RETURN OF THE ADMINISTRATIVE RIGHTS OVER
 OKINAWA AS MENTIONED IN 5 . IN THIS CONNECTIONS.
 THEY NOTED THAT, SINCE THESE ARE FULLY ADEQUATE
 PROVISIONS FOR CONSULTATIONS BETWEEN THE TWO
 GOVERNMENTS IN THE IMPLICATIONS OF A PROLONGATION OF
 THE WAR, THE REVERSION OF OKINAWA CONTEMPLATED IN
 5 SHOULD NOT AFFECT UNITED STATES MILITARY ACTIVI-
 TIES RELATING TO THE CONFLICT IN VIETNAM.